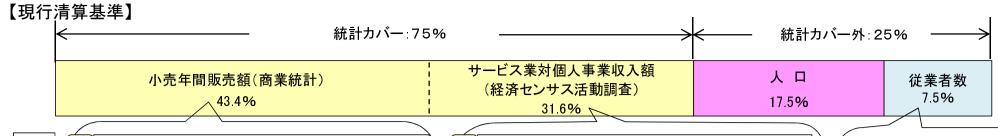
奈良県の地方消費税清算基準見直し提言



問 題

点

の現状

正確に最終消費を把握することを目的として設計・収集され ているデータではなく、統計調査段階から中間消費が混入。

→ データ全体として正確に都道府県別の最終消費を把握 できていないおそれ。

特に正確に都道府県別の最終消費が把握できていないデータ

- ➤ 平成29年度税制改正で除外された「通信・カタログ販売」、 「インターネット販売」以外の店頭販売でない販売形態(訪問 販売、自動販売機による販売等)も、データの計上地と最終 消費地が乖離。
- > 家電・家具・寝具等を含む耐久財・半耐久財は、県外購入 の影響等により、都道府県別データが最終消費の実態を反 映していない。
- → 一律に小売業とされるガソリンスタンドで販売される「揮発 油小売」等には、中間消費が混入。

統計改革により商業統計が年次調査化されると同時にサンプル調査 化される場合には、統計データの利用ができなくなる。

調査の仕組み上、実効的に最終消費を把握することに限

界があり、統計調査段階から中間消費が混入。 → データ全体として正確に都道府県別の最終消費を把握 できていないおそれ。

特に正確に都道府県別の最終消費が把握できていないデータ

- 「学術研究、専門・技術サービス業」、「物品賃貸業」について は、国際課税のルール上、仕向地主義が徹底。
- 「社会通信教育」、「持ち帰り配達飲食サービス業」はデータ の計上値と最終消費地が乖離。
- ▶ 「医療・福祉」、「火葬・墓地管理業」は基本的に非課税取引。

過去の経緯によって用いられている が、その後の地方消費税率の引上げ やサービス統計の充実によって、経緯 論に基づいて従業者数を存置する理 由は消滅している。

また、統計カバー外の消費の実態 等を分析すれば、人口との相関関係 が高いなど、従業者数を用いる根拠 は認められない。

- 販売統計データから特に正確に都道府県別の最終消費を把握できていない上記のデータを除外し、その分清算基準の統計カバー率(現行:75%)を引き下げる。
- 統計カバー外に用いる消費の代替指標を人口に統一(従業者数を廃止)する。

【見直し後】

上記①の除外によって、販売統計データの消費税収から割り戻した課税ベースに対する割合が減少するため、人口の比率は、60%以上にまで大幅 に引き上げる必要。

小売年間販売額

サービス業対個人事業収入額

(昼夜間人口比率により補正) 40%以下(経済センサス活動調査)

人口

60%以上

さらに統計改革により商業統計が年次調査化されると同時にサンプル調査化される場合、小売年間販売額データの利用そのものを廃止し、人口の 比率を80%以上にまで引き上げる必要。

サービス業対個人事業収入額 (経済センサス活動調査) 20%以下

人口

80%以上